



# 島根県報

平成20年 3 月31日 (月)  
号外 第 67 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

(経 営 支 援 課)

## 告 示

### 島根県告示第290号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表特別融資の部構造転換支援資金の項償還方法の欄を次のように改める。

1 年以内据置き

原則として元金均等月賦

別表特別融資の部再生支援資金の項融資対象者の欄を次のように改める。

中小企業者又は組合であって、市中金融機関からの一般の融資を受けることは困難であるが、次の要件の全てに該当し、再生のための資金を必要とするもの

- (1) 再生の見込みのある企業として、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けていること。
- (2) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。

別表の注の 1 中「平成20年 3 月31日」を「平成21年 3 月31日」に改める。

### 附 則

- 1 この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成20年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

